

会 費 規 定

(目的)

第1条

この規定は、長野県ドッジボール協会（以下、「この協会」という）の規約第7条の規定に基づき、この協会の会員の会費に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条

この協会の会費は、別表に掲げるとおりとする。

(納入)

第3条

前条に規定する会費は、この協会が指定する方法で該当する金額を納入するものとする。

(補則)

第4条

この規定に定めるもののほか、会費及びこの規定の施行に関し、必要な事項は理事会で審議の上決定する。

附 則 本規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則 本規定は平成27年4月1日から施行する。

別表

	カテゴリー	入 会 月	金 額 (単位円)
チ ー ム 関 係	D 1	4月1日～7月末日	29,000
		8月1日～3月末日	15,000
	D 1 G	通 年	4,000
	D 2	4月1日～7月末日	4,000
		8月1日～11月末日	2,500
		12月1日～3月末日	1,200
	D 3	4月1日～7月末日	2,000
		8月1日～11月末日	1,500
		12月1日～3月末日	1,000
団 体 ・ 審 判 員 等	団体等	通 年	36,000
	JDBA、公認審判員 長野県協会、公認審判員 JDBA、公認指導者 一般競技者 中高競技者	通 年	当分の間徴収しない